

## 第6号議案 正会員の休会に関する規程一部改正承認の件

### 1) 第6条（権利等の停止）第5号の一部改正

休会制度施行後、今日までの間に、機関誌『日本作業療法士協会誌』も学術誌『作業療法』も、発刊とほぼ同時にホームページ上に電子版が公開され誰もが全文閲覧できるようになっているが、紙媒体での受取については引き続き印刷製本費・送料等の費用がかかるため、これに限定して権利の停止を規定し直すこととする。

### 2) 第12条（特例措置）および別記第3号様式の追加

証明書類の提出期限は本来「休会前年度の1月31日」であり、第11条の「当該休会期間内の1月31日まで」は、そこから1年間の猶予を与えていることを意味する。1年間待っても証明書類の提出がなければ、休会は認められず会員資格喪失になるというのが第11条の趣旨であるが、今回さらに、「提出なし」即「会員資格喪失」とはせず、提出できない何らかの事情がありうることを考慮し、会員資格を継続できる道を残すために、2月1日～3月31日までの間に当該年度の会費を支払えば、休会申請を取り下げたものと見なし、次年度への会員継続を可能とするという特例措置として第12条を新たに追加する。

改正案	現行規程
<p>(権利等の停止)</p> <p>第6条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。</p> <p>(1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権</p> <p>(2) 社員にあっては社員総会での議決権</p> <p>(3) 本会が主催する学会及び研修会への参加</p> <p>(4) 作業療法士賠償責任保険制度による賠償責任保険（基本プラン）への加入</p> <p>(5) 機関誌、学術誌、その他協会発行物の紙媒体による無料での受取</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第11条 休会中の正会員で、当該休会期間内の1月31日までに、第4条2号に規定する証明書を提出しなかった者は、当該休会期間の年度末をもって会員資格を喪失し、会員番号・会員履歴・生涯教育履歴等の会員情報もすべて消失する。</p>	<p>(権利等の停止)</p> <p>第6条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。</p> <p>(1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権</p> <p>(2) 社員にあっては社員総会での議決権</p> <p>(3) 本会が主催する学会及び研修会への参加</p> <p>(4) 作業療法士総合保障保険制度による賠償責任保険（基本プラン）への加入</p> <p>(5) 機関誌、学術誌、その他協会発行物の受取</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第11条 休会中の正会員で、当該休会期間内の1月31日までに、第4条2号に規定する証明書を提出しなかった者は、当該休会期間の年度末をもって会員資格を喪失し、会員番号・会員履歴・生涯教育履歴等の会員情報もすべて消失する。</p>

(特例措置)

第12条 前条にかかわらず、証明書提出期限に続く2月1日から3月31日までの間に、理事会が定める特例措置による復会届（別記第3号様式）に必要事項を記入して会長に提出し且つ当年度の会費を納めた者は、休会申請を取り下げたものと見なし、復会することができる。但し、第6条の各号に示した諸権利は、復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

附則

- 1 この規程は、2013年5月25日より施行する。
- 2 この規程は、2014年5月31日より一部改定して施行する。
- 3 この規程は、2025年5月31日より一部改定して施行する。

別記第1号様式 休会届

別記第2号様式 復会届

別記第3号様式 特例措置による復会届

附則

- 1 この規程は、平成25年5月25日より施行する。
- 2 この規程は、平成26年5月31日より一部改定して施行する。

別記第1号様式 休会届

別記第2号様式 復会届

特例措置による  
復 会 届

一般社団法人 日本作業療法士協会 会長

.....殿

私は、「休会理由の根拠となる、第三者による証明書」を期日までに提出することができませんでしたので、休会申請を取り下げ、今年度（.....年度）の会費を納め、本状をもって復会を希望いたします。

また、復会にあたり、規程第6条の各号に示した諸権利は、本復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとするについて承諾いたします。

年 月 日

会員番号 .....

氏 名 .....印

自宅住所 〒.....

.....